⑼　本工事は、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出並びに入札等を電子入札システム【文部科学省電子入札システムホームページ（https://portal.ebid02.mext.go.jp/top/）】により行う。なお、電子入札システムにより難い者は、施設部長の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

2　競争参加資格

⑴　国立大学法人山形大学契約事務取扱規程第５条及び第６条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同第５条中、特別の理由がある場合に該当する。

⑵　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者にあっては、手続き開始の決定を受けた後に審査を受けた一般競争参加者の資格を有する者であること。

⑶　文部科学省において建築一式工事の一般競争参加者の資格（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者にあっては、手続開始の決定を受けた後に審査を受けた一般競争参加者の資格をいう。）を有し、「一般競争参加者の資格」（平成13年１月６日　文部科学大臣決定）第１章第４条で定めるところにより算定した点数（一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の記２の点数）が1,200点以上であること。

⑷　平成19年度以降に、元請けとして完成、引渡しが完了した下記の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。

・構造：鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造
・規模：地上２階以上且つ延べ床面積1,800㎡以上
・用途：教育文化施設、福祉施設、又は行政施設
・新営又は改修の別：新営

経常建設共同企業体にあっては、経常建設共同企業体又は構成員のうち一者が上記の施工実績を有すること。

⑸　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に配置できること。（経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち一者を上記の技術者として配置できること。）

なお、建設業法施行令第27条に該当する場合は、専任とする。

①　１級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次の者をいう。

・１級建築士の資格を有する者
・これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者

②　平成19年度以降に、元請として完成・引渡しが完了した上記⑷に掲げる工事を主任技術者、監理技術者又は現場代理人として施工した経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。

ただし、経常建設共同企業体の場合にあっては、一者の主任技術者又は監理技術者が同種工事の経験を有していればよい。

③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

④　配置予定の主任技術者又は監理技術者にあっては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。

⑤　経常建設共同企業体の場合の②ただし書きの記述に該当する者以外の者についても、①に定める国家資格を有する主任技術者又は監理技術者を配置できること。

⑥　配置予定の主任技術者にあっては建設業法施行令第27条に該当する場合であっても、工事現場から10km以内の同一工種又は山形大学が発注する同市内の同一工種の工事については、同一の技術者の兼務を２件まで認める。ただし、工事の進捗に支障の恐れ等が生じた場合は、本措置の取り消し配置を求めるものとする。

⑦　配置予定の監理技術者にあっては建設業法施行令第27条に該当する場合であっても、工事現場から10km以内の同一工種又は山形大学が発注する同市内の同一工種の工事については、同一の技術者の兼務を２件まで認める。ただし、建設業法第26条第３項ただし書に基づき、監理技術者の職務を補佐する者を専任で配置すること。

⑹　申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、文部科学省又は本学から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領について」（平成18年１月20日付け17文科施第345号文教施設企画部長通知）（以下「指名停止措置要領」という。）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑺　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑻　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く（入札説明書参照）。）。

⑼　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと（入札説明書参照。）。

3　総合評価に関する事項

⑴　落札者の決定方法

①　入札参加者は、「価格」、「技術提案書」及び「企業の施工体制」をもって入札に参加し、次の㈠、㈡の要件に該当する者のうち、下記⑵③によって得られる数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

㈠　入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

㈡　評価値が、標準点を予定価格で除した数値（基準評価値）に対して下回らないこと。

②　①において、評価値の最も高い者が２人以上ある時は、くじを引かせて落札者を決定する。

⑵　総合評価の方法

①　標準点」を100点とする。「加算点」は下記⑶①、②及び③の評価項目において技術提案書の内容に応じ、最高50点を与える。「施工体制評価点」は、下記⑶④の評価項目において、企業の施工体制に応じ、最高30点を与える。なお、施工体制評価点の低い者に対しては、加算点を減ずる場合がある。

②　加算点の算定方法は、入札価格が予定価格の制限の範囲内の者を対象に下記⑶①、②及び③の評価項目ごとに評価を行い、各評価項目の評価点数の合計を加算点として付与するものとする。なお、下記⑶②において、「不適切（欠格）」の評価を受けた者については、入札の参加は認められない。

③　価格及び価格以外の要素による総合評価は、入札参加者の「標準点」と②によって得られる「加算点」及び「施工体制評価点」の合計を、当該入札者の「入札価格」で除して得た「評価値」をもって行う。

⑶　評価項目

評価項目は以下のとおりとする（詳細は入札説明書による。）

①　ＶＥ提案とＶＥ提案に基づく施工計画
㈠　ライフサイクルコスト
㈡　環境の維持
㈢　交通の確保

②　工事全般の施工計画
㈠　施工上考慮すべき事項等の技術的所見

③　ワーク・ライフ・バランス等の推進
㈠　ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する認定状況

④　企業の施工体制
㈠　品質確保の実効性
㈡　施行体制確保の確実性

⑷　受注者の責めにより、提出された「ＶＥ提案とＶＥ提案に基づく施工計画」及び「工事全般の施工計画」に基づく工事が実施されていないと認められる場合は、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うものとする。

4　入札手続等

⑴　担当部局

〒990―8560 山形県山形市小白川町一丁目４番12号　国立大学法人山形大学施設部施設企画課総務・工事経理担当　電話番号023―628―4083

⑵　入札説明書の交付期間、場所及び方法

令和４年12月14日から令和５年１月10日までの日曜日、土曜日及び祝日を除く毎日の９時から17時まで。

上記⑴に同じ。

入札説明書の交付に当たっては、「文部科学省電子入札システム」本学の当該調達案件からダウンロードすること。また、図面及び現場説明書等の交付に当たっては、実費により本学指定の場所で購入すること。